

香芝市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 0 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 5 号

香芝市公印規則の一部を改正する規則

香芝市公印規則（平成 3 年規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第 1 0 条とする。

第 8 条第 2 項から第 4 項までの規定中「総務課長」を「文書法制課長」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条第 2 項から第 4 項までの規定中「総務課長」を「文書法制課長」に改め、同条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定中「総務課長」を「文書法制課長」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「総務課長」を「文書法制課長」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の 2 を第 2 条とする。

別表中「第 2 条関係」を「第 3 条関係」に、「総務課長」を「文書法制課長」に、「税務課長」を「課税課長」に改める。

第 1 号様式中「第 4 条関係」を「第 5 条関係」に改める。

第 2 号様式中「第 7 条関係」を「第 8 条関係」に、「香芝市長 様」を「香芝市長」に改める。

第 3 号様式中「第 8 条関係」を「第 9 条関係」に、「香芝市長 様」を「香芝市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。